

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項中「を超過て」を「以上」に改める。

第13条第7項中「及び第20号」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。